

# 防府市高齢者等見守り活動事業実施要綱

平成27年12月1日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、日常業務の中で高齢者等と接することの多い民間事業者等と連携することにより、高齢者等の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、高齢者等を見守る体制を確保し高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、協力事業者とは防府市高齢者等見守り活動事業協力申出書（第1号様式）により事業の趣旨に賛同する旨を申し出た事業者であって、市と防府市高齢者等見守り活動事業協定書（第2号様式）を取り交わしたものをいう。

## (事業主体)

第3条 この事業の実施主体は防府市とする。

## (事業の内容)

第4条 協力事業者は、日常の業務において、無理のない範囲で高齢者等の見守りを行い、異変に気づいたときは速やかに市へその状況を連絡するものとする。ただし、緊急性が高いと判断したときは、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

2 市は、異変の発見の連絡があった場合には、訪問・調査を行い、関係機関と連携を図り、必要な支援を行うものとする。

## (協力事業者の参画要件等)

第5条 事業に参画する事業者は、市内において日常業務を行い、高齢者等の見守りが可能であり、社会的信頼を保てる業者であることとする。

2 市長は、事業に参画しようとする事業者が次の各号に該当する場合は協定書を取り交わさないものとする。

(1) 各種法令に違反している場合

(2) 役員等（役員又は事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合

(3) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団を利用するなどしたと認められる場合

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
  - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
  - (7) その他、市長が協力事業者として不適切であると認めた場合
- 3 市長は、協力事業者が第1項に規定する要件に該当しなくなった場合又は第2項に該当した場合は、協定を解除することができる。

(守秘義務)

第6条 協力事業者は、事業の実施に伴い知り得た情報を、他に漏らし、又は当該事業の目的以外に利用してはならない。協定の解除又はその他の理由により協力事業者でなくなった後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

(宛先) 防府市長

〒 ー

所在地

事業者名

代表者役職・氏名

印

### 防府市高齢者等見守り活動事業協力申出書

本事業の趣旨に賛同し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するために高齢者等の見守り活動事業協力事業者として、登録を申請します。

なお、協力事業者として、市がホームページ等で事業者名、所在地、主な業務内容等について公表することに同意します。

#### ホームページ等掲載事項

フリガナ 事業者名	
所在地	〒 ー
業務内容	
電話番号	

#### 担当者連絡先

担当者	所在地	〒 ー
	役職・氏名	
	電話番号等	
	f a x	
	e-mail	

(第2号様式)

## 防府市高齢者等見守り活動事業協定書

防府市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、防府市高齢者等見守り活動事業の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 日常業務の中で高齢者等と接することの多い民間事業者等と連携することにより、高齢者等の異変を早期に発見し、必要な支援を行うなど、高齢者等を見守る体制を確保し高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 乙は、日常の業務の中で無理のない範囲において高齢者等の見守りを行い、異変に気づいたときは、速やかに市へその状況を連絡するものとする。ただし、緊急性が高いと判断したときは、警察署又は消防署に通報を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 乙は、当該事業の活動により知り得た情報を、他に漏らし、又は当該事業活動の目的以外に利用してはならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

以上の協定締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙双方による記名、押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 防府市  
防府市長

乙（事業者）  
（代表者役職・氏名）